平成２７年（フ）第９０５号
兵庫県三木市緑が丘町中２丁目10番地の３
債務者　小林　利予
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第９２２号
神戸市長田区雲雀ヶ丘３丁目８番12―304号、従前の住所神戸市北区ひよどり台２丁目１番地の１　137棟1002号
債務者　中村美保子
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第９３４号
神戸市垂水区瑞ケ丘８番14号、従前の住所神戸市灘区城内通１丁目３番８号
債務者　石原　　茂
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６２５号
兵庫県尼崎市大庄西町４丁目18番24号
債務者　原　　育子
1　決定年月日時　平成27年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第５６号
兵庫県豊岡市日高町日置90番地
債務者　中島　　誠
1　決定年月日時　平成27年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２７年（フ）第６２号
兵庫県南あわじ市市青木143番地３
債務者　岡本　亜弥
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２７年（フ）第７３号
兵庫県南あわじ市阿万西町1003番地３
債務者　楠木　雄二
1　決定年月日時　平成27年12月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２７年（フ）第１０９号
鳥取県米子市目久美町57番地３　コーポ徳中102号
債務者　松本　至弘
1　決定年月日時　平成27年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２７年（フ）第２９６号
愛媛県伊予郡松前町西古泉585番地４
債務者　松久翔太郎
1　決定年月日時　平成27年12月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３０１号
愛媛県松山市美沢１丁目２番12号　Ｒ５マンション101号
債務者　鈴木　良子
1　決定年月日時　平成27年12月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２１３号
福岡県久留米市小森野２丁目１番４―204号
債務者　和田美智子
1　決定年月日時　平成27年12月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第９０号
宮崎県都城市鷹尾１丁目27街区８の17号　コーポ富士201号室
債務者　藤上　　功
1　決定年月日時　平成27年12月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２７年（フ）第１３７号
北海道室蘭市高砂町２丁目20番４―302号
債務者　森　　康孝
1　決定年月日時　平成27年12月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２７年（フ）第５４５号
埼玉県越谷市南越谷５丁目３番地18　キャピタル南越谷５Ｂ
債務者　弘中　和子
1　決定年月日時　平成27年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第５５４号
埼玉県越谷市大字袋山1968番地１　県営越谷大袋団地101
債務者　木本　絢子
1　決定年月日時　平成27年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第２１７号
福井市下荒井町第５号308番地
債務者　村上ひとみ（旧姓石川）
1　決定年月日時　平成27年12月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２５３号
福井県勝山市立川町１丁目１番15号
債務者　松山　正夫
1　決定年月日時　平成27年12月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
福井地方裁判所民事部破産係